

沖縄県動物愛護管理推進計画

～人と動物が共生できる沖縄県をめざして～

平成21年2月

沖 縄 県

沖縄県動物愛護管理推進計画

～人と動物が共生できる沖縄県をめざして～

はじめに

近年、我が国では、少子高齢化や核家族化が進み、人々のライフスタイルも多様化する中、動物を飼う人も増え、動物に対する意識も変化してきました。これまで愛玩動物と称されていた犬やねこなどが、伴侶動物(コンパニオンアニマル)と称されるようになり、飼い主の心を癒し、人とともにくらす家族の一員としての役割を担うようになってきています。

一方、動物の虐待や遺棄事件が社会的に注目されるようになり、動物を巡るトラブルは近隣への迷惑問題(放し飼い、咬傷事故、家畜や農作物等の被害、臭い・鳴き声、糞害等)として顕在化するようになりました。

このような中、平成17年6月に動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)が改正され、平成18年10月31日に環境大臣により動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針:法第5条)が示されました。この基本指針に基づき、都道府県は動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画(推進計画:法第6条)を策定することとされました。

沖縄県では、「～人と動物が共生できる沖縄県をめざして～」を基本理念とし、動物の飼い主一人一人に、正しい飼い方をはじめ動物の生態や習性等に関する正しい知識を普及啓発し、飼い主としての自覚と責務を促し、また、県民一人一人に、動物を愛護する気持ちを育てて頂き、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図っていただけるよう推進計画を策定しました。

この推進計画では、「^{めい}命どう宝」が動物愛護にも実践できる社会の実現、「動物の適正な飼養管理に基づく人と動物が共生する社会の実現」、「連携・協働による施策推進の体制づくり」を基本的な方針とし、県、市町村、関係機関・団体、地域、学校、動物の飼い主、一般県民等の担う役割や今後取り組むべき施策を明らかにするとともに、相互に連携し、一体となって中長期的に推進していく動物の愛護及び管理に関する具体的内容を計画として策定するものです。

平成21年2月

沖 縄 県

目 次

第1章 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針	1
§ 1 計画の策定に関する事項	1
1 計画策定の目的	
2 計画期間	
3 対象地域	
4 進行管理	
§ 2 沖縄県の動物行政の現状と課題	2
1 犬・ねこの引取り	
2 犬の捕獲	
3 犬の返還	
4 犬・ねこの譲渡	
5 犬・ねこの殺処分	
6 動物に関する苦情・相談等	
7 狂犬病予防	
(1)犬の登録及び狂犬病予防注射	
(2)犬による咬傷事故	
8 動物愛護思想の普及啓発	
9 動物取扱業及び特定動物飼養保管施設	
(1)動物取扱業	
(2)特定動物飼養保管施設	
10 推進員及び動物愛護推進協議会	
11 災害時における動物の救護	
(参考)沖縄県地域防災計画(抜粋)	
§ 3 計画の基本方針	26
1 「命 <small>ぬち</small> どぅ宝」が動物愛護にも実践できる社会の実現	
2 動物の適正な飼養管理に基づく人と動物が共生する社会の実現	
3 連携・協働による施策推進の体制づくり	
(1)沖縄県の役割	
(2)市町村の役割	
(3)飼い主の役割	
(4)動物取扱業者の役割	
(5)県民の役割	
(6)獣医師会の役割	
(7)動物愛護団体等の役割	
(8)教育機関等の役割	

第2章 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項	29
§ 1 指標及び数値目標	29
§ 2 具体的施策と展開	31
施策(2-1) 動物の愛護及び適正飼養の普及	
施策(2-2) 犬による危害(咬傷事故)の防止	
施策(2-3) 動物による迷惑問題の防止	
施策(2-4) 返還率向上に向けた所有者明示の推進	
施策(2-5) 動物取扱業等の育成・指導	
施策(2-6) 実験動物の適正な取扱い	
施策(2-7) 産業動物の適正な取扱い	
第3章 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項	35
§ 1 啓発活動の充実・強化	35
施策(3-1) 飼い主に対する適正飼養の普及啓発	
施策(3-2) 動物の遺棄及び虐待等の防止に関する普及啓発	
施策(3-3) 動物愛護に関する普及啓発活動の充実・強化	
施策(3-4) 教育現場における普及啓発の推進	
施策(3-5) 動物由来感染症に関する普及啓発の推進	
第4章 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備 に関する事項	38
§ 1 人材育成	38
1 動物愛護管理業務に従事する職員	
施策(4-1) 動物愛護担当職員の資質向上	
2 推進員	
施策(4-2) 推進員の委嘱と育成の推進	
3 民間ボランティア	
施策(4-3) ボランティアの育成	
§ 2 ネットワークの構築	40
1 市町村との連携	
2 獣医師会との連携	
3 動物愛護団体、ボランティア等との連携	
4 協議会	
5 関係機関との連携	

第5章 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項	42
§ 1 危機管理対策	42
1 特定動物対策	
2 被災動物対策	
3 狂犬病発生時の対策	
§ 2 調査研究の推進	43
1 調査研究の推進	
資料編	44
1 沖縄県動物愛護管理推進計画懇話会運営要綱 (沖縄県動物愛護管理推進計画懇話会構成員名簿)	45
2 沖縄県動物愛護管理推進計画関係機関会議設置要綱	48
3 沖縄県動物愛護管理推進計画策定フロー	49

第1章 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

§1 計画の策定に関する事項

1 計画策定の目的

沖縄県動物愛護管理推進計画（以下「本計画」という。）では、「～人と動物が共生できる沖縄県をめざして～」を基本理念とし、その実現に向けて「命（ぬち）どぅ宝」が動物愛護にも実践できる社会の実現、「動物の適正な飼養管理に基づく人と動物が共生する社会の実現」、「連携・協働による施策推進の体制づくり」を基本方針として位置づけています。

また、県、市町村、関係機関・団体、地域、学校、動物の飼い主、県民等それぞれの担う役割と今後取り組むべき施策及び中長期的な目標を明確化するとともに、相互に連携し、一体となって計画的かつ統一的に施策を推進することを目的として、今後10年間の動物の愛護及び管理に関する具体的内容を計画として策定するものです。

2 計画期間

本計画の期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とします。

3 対象地域

対象地域は、沖縄県全域とします。

4 進行管理

動物の愛護管理行政の着実な推進を図るため、毎年、本計画の達成状況を点検し、施策に反映させるものとします。

また、法改正や基本指針の改定、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要な変更を行うとともに、5年ごとにその実施状況等を踏まえ、評価と必要な見直しを行います。

（注）

本計画では、特にことわりのない限り、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）を「動物愛護管理法」と表記します。

§ 2 沖縄県の動物行政の現状と課題

本県の動物行政の現状と課題について、以下に示します。

1 犬・ねこの引取り

【現状】

動物愛護管理法第 35 条の規定により、知事は犬ねこの所有者からその引取りを求められたときは、これを引き取らなければならないとされています。

引取りにあたっては、飼い主に対し、不妊・去勢手術を実施すること、新たな飼い主探しに努めること、離乳していない子犬や子ねこの場合は離乳するまで飼養した後、新たな飼い主探しに努めること等を指導しています。

現在、引取り頭数は減少傾向にあり犬でその傾向は顕著ですが、ねこにおいてはこの 10 年間 5,000 頭前後で推移しています。(図 1.1)

最も引取り頭数の多かった平成 8 年度(18,118 頭)と最近 10 年間の引取り頭数(平均:9,112 頭)を比較してみると、約 50%減少しています。犬ねこ別で見ると、犬で約 65%、ねこで約 30%の減少となっています。

平成 17 年度の人口 10 万人あたりの引取り頭数を全国と比較してみると、本県の引取り頭数は、全国(59 頭)の約 2.9 倍(174 頭)となっています。(47 都道府県中、7 番目に引取頭数が多く、悪い状況です。)

【課題】

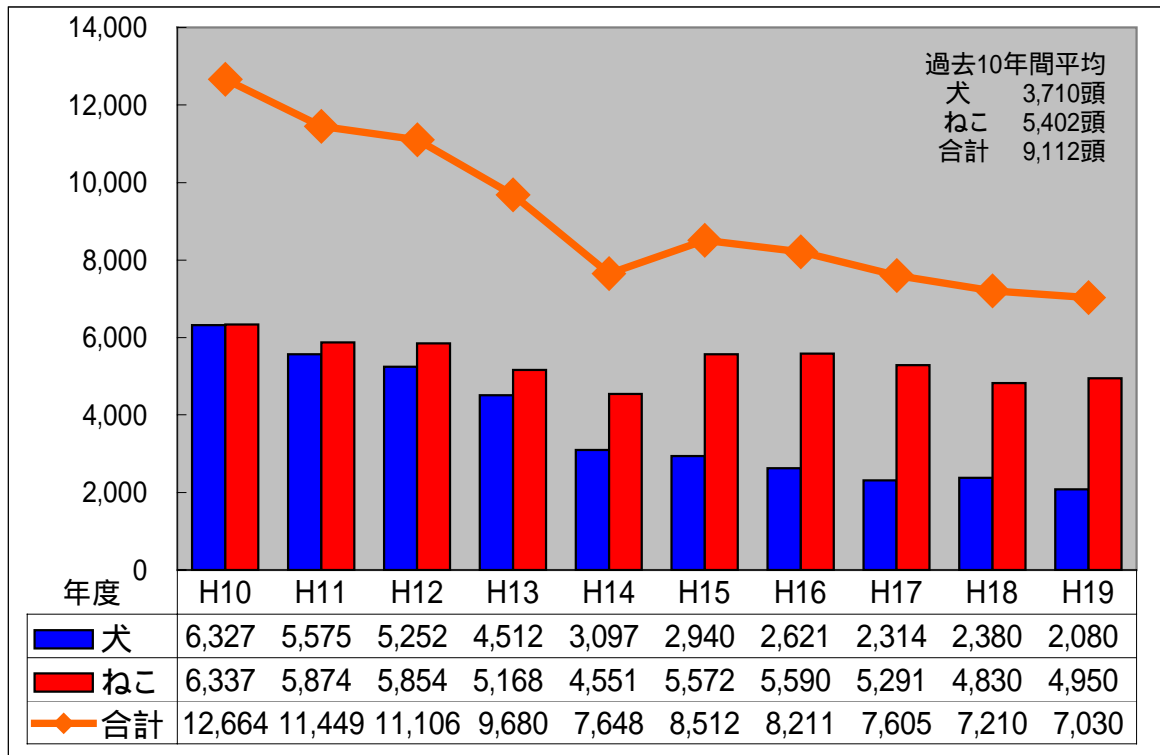
引取り頭数は減少傾向にあり、これまでの適正飼養に係る普及啓発の効果は一定程度あったものと考えられますが、依然として多くの犬やねこが引き取られている現状にあり、飼い主に対する終生飼養の啓発を推進していく必要があります。

子犬や子ねこの引取りも多いことから、繁殖制限(不妊・去勢)の必要性についても獣医師会や関係団体と連携し、啓発していく必要があります。

飼養する動物の生態、習性及び生理に関する知識を十分に習得しないまま、安易に飼養をはじめると飼い主がいることもその要因のひとつと考えられ、新たに飼い主となる人々に対する正しい動物の飼い方の啓発も強化していく必要があります。

安易な飼養を防止するためには、動物取扱業者のペット販売時における事前説明も重要となっており、動物取扱業者との連携を強化して終生飼養、繁殖制限、所有者明示及び狂犬病予防法等関係法令について普及啓発を推進していく必要があります。

図 1.1 犬ねこ引取頭数



2 犬の捕獲

【現状】

犬の捕獲については、狂犬病予防法及び市町村飼い犬条例に基づき、野犬や放し飼い犬等徘徊犬の捕獲を行っています。

捕獲・収容された犬は、狂犬病予防法に基づき、その犬の特徴などについて2日間の公示を行うこととなっており、各市町村においてこれを実施しています。

県（動物愛護管理センター（以下「センター」という。）宮古・八重山各保健所）においても、市町村と情報を共有しながらホームページ等で収容情報を公開しています。

現在、捕獲頭数は減少傾向にあり、最も捕獲頭数の多かった平成7年度（8,369頭）と平成19年度までの最近10年間の捕獲頭数の平均（6,284頭）を比較してみると約25%減少しています。しかしながら、依然として5,000頭近い犬が、捕獲・収容されています。（図2.1）

捕獲された犬の中には、非常に人に慣れた犬もあり、逸走したあるいは遺棄された可能性も否定できません。

平成17年度の人口10万人あたりの捕獲頭数を全国と比較してみると、本県の捕獲頭数は、全国（71頭）の約5.2倍（371頭）となっています。

（47都道府県中、捕獲頭数は最も多く、悪い状況です。）

【課題】

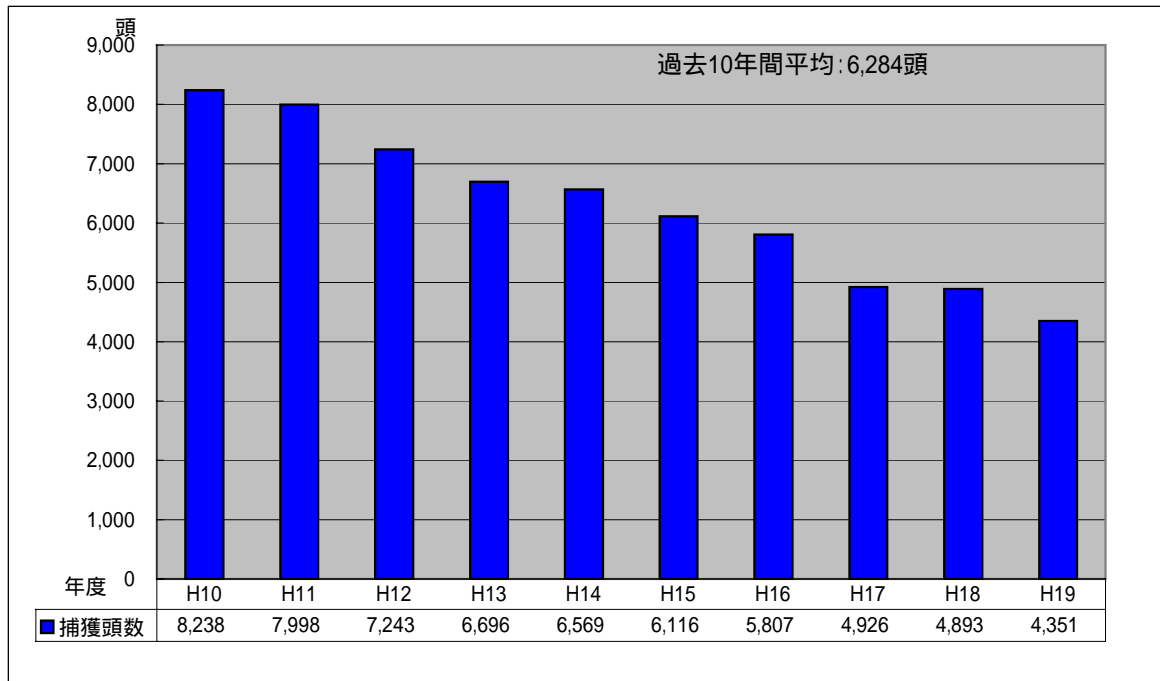
捕獲頭数は減少傾向にあり、これまでの適正飼養に係る普及啓発の効果は一定程度あったものと考えられますが、依然として多くの犬が捕獲・収容されている現状から、飼い主責任が十分果たされていないことが考えられます。

このことから、飼い主一人一人に対する効果的な適正飼養の啓発方法を検討する必要があります。

すべての飼い主に啓発していくことは、行政関係機関だけでは非常に困難であり、関係機関・団体等と連携して幅広く普及啓発活動を実施できる体制を整備・構築していく必要があります。

地域において適正飼養など動物愛護に関する助言、啓発等が可能な人材（動物愛護推進員（以下「推進員」という。）地域ボランティア等）を育成していくことも重要です。

図 2.1 犬の捕獲頭数



3 犬の返還

【現状】

狂犬病予防法に基づき捕獲・収容された犬は、飼い主の求めに応じ返還されますが、返還頭数及び返還率は、平成19年度までの過去10年間平均でそれぞれ707頭及び11.2%となっています。(図3.1)

捕獲・収容される犬の大半が首輪はあるものの、鑑札・注射済票、迷子札などの所有者を特定できるものを装着していないため、所有者への返還を困難にしています。

平成17年度の返還率*を全国と比較してみると、本県の返還率は全国16.8%に対し、12.1%となっています。

(47都道府県中、31番目の返還率で、やや悪い状況です。)

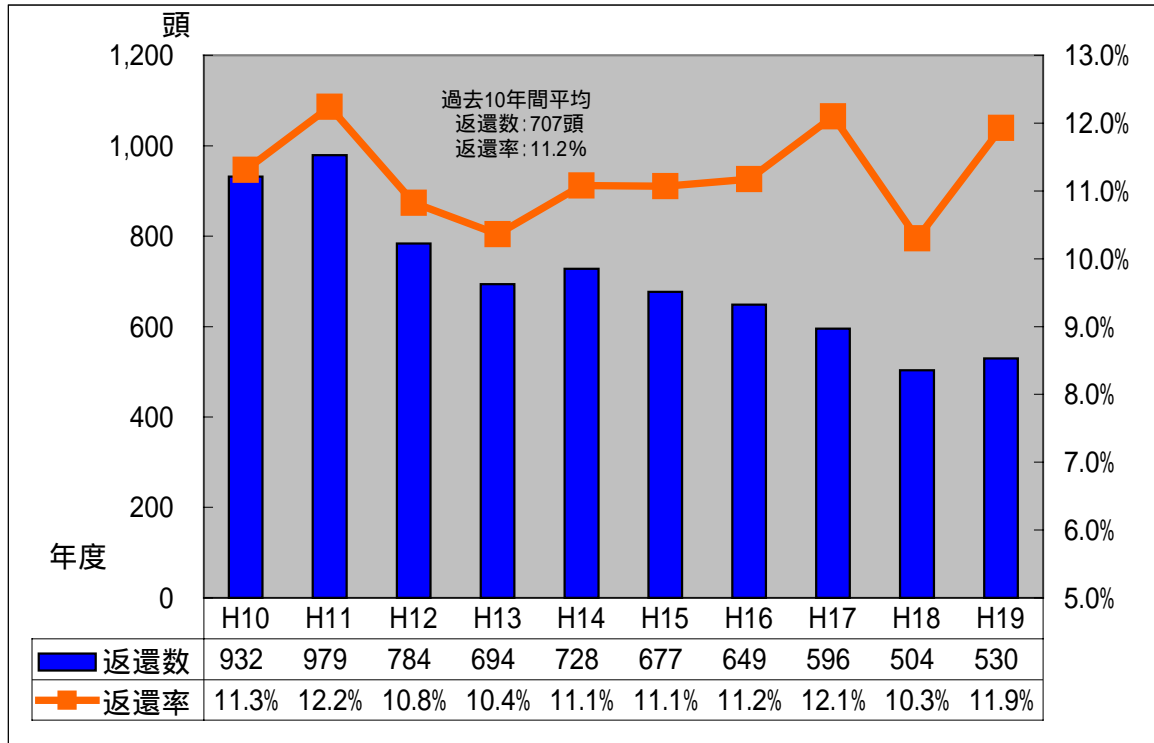
* ; 返還率 = 飼い主へ返還された頭数(飼い主の下へ戻った頭数) / 捕獲・収容頭数 × 100

【課題】

収容された犬が1頭でも多く飼い主の下へ戻れるよう、所有者明示措置の普及啓発を推進していく必要があります。

狂犬病予防法に基づく鑑札や注射済票の装着徹底を図る必要があります。各市町村における取り組みを強化するとともに、県においても、獣医師会等と連携して、登録と狂犬病予防注射の実施及び鑑札・注射済票の装着について飼い主への啓発を推進する必要があります。

図 3.1 犬の返還数及び返還率



4 犬・ねこの譲渡

【現状】

捕獲・収容された犬及び飼い主の依頼により引き取られた犬ねこについては、動物愛護管理法により生存の機会を与えるよう努めなければならないこととされています。本県でもセンターにおいて毎週1回犬の譲渡会を開催し、多くの犬を譲渡しています。また、ねこについては、随時譲渡をしています。

センターでは、譲渡する犬やねこの飼養適性をみるとともに、譲渡にあたっては、原則全ての犬ねこの避妊・去勢手術及び寄生虫検査等(健康チェック)を行って譲渡しています。

センターにおいては、譲渡する犬の新たな飼い主になる方に、適正飼養講習会を必ず受講するよう指導しており、模範的な飼い主の育成にも力を入れています。また、ねこについては、随時、飼い方指導を行っています。

平成17年度の人口10万人あたりの犬の譲渡数を全国と比較してみると、本県の譲渡数は、全国(9頭)の約2.5倍(23頭)となっています。

(47都道府県中、6番目に多くの犬を譲渡しており、良い状況です。)

平成16年度の人口10万人あたりのねこの譲渡数を全国と比較してみると、本県の譲渡数は、全国(2.4頭)の約2.3倍(5.3頭)となっています。

(47都道府県中、10番目に多くのねこを譲渡しており、良い状況です。)

過去10年間の譲渡数(譲渡率)の平均は、犬で377頭(4.0%)、ねこで73頭(1.4%)となっています。(図4.1)

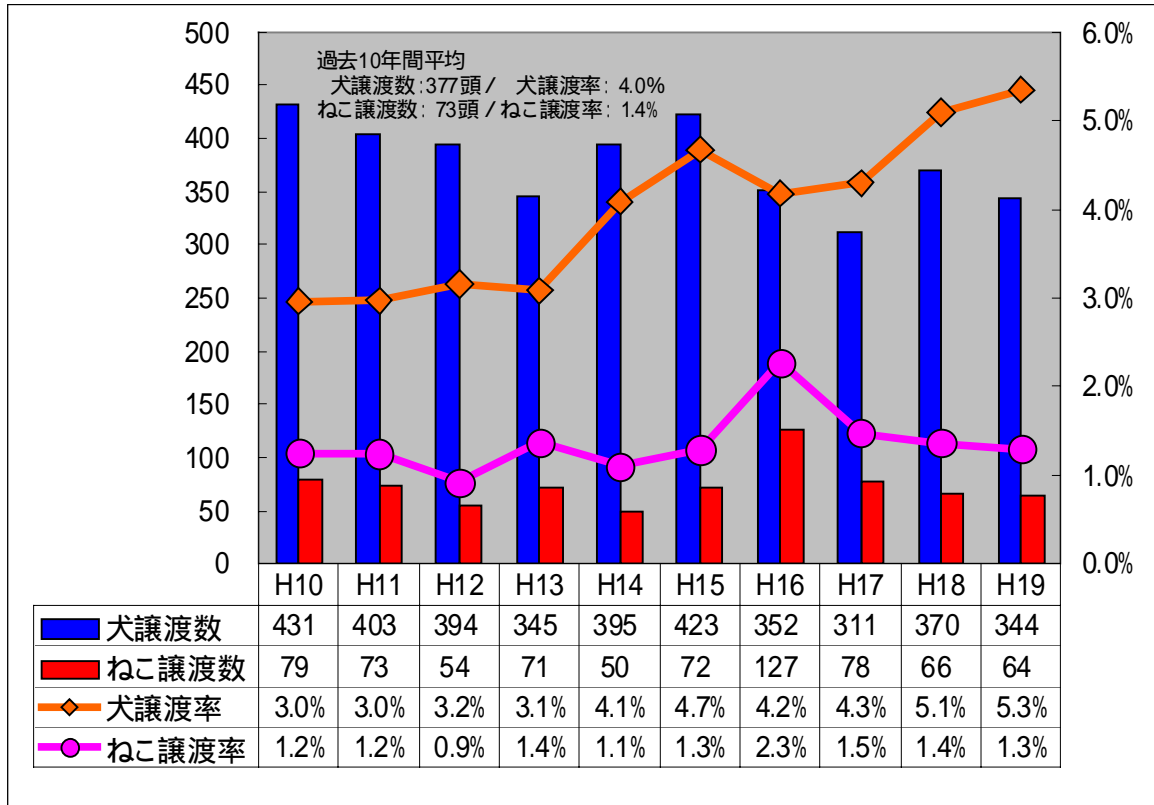
【課題】

現在、県ではセンターを中心に譲渡会を実施していますが、さらに生存の機会を増やしていくために、民間団体・ボランティア等の協力を得ながら、譲渡の機会と譲渡頭数を増やしていく必要があります。

また、適正な譲渡が行えるよう、譲渡対象者や譲渡対象動物の選定方法等のルールづくりが必要となります。

センター等から譲渡を受けた新たな飼い主に対し、適正な飼養ができているか、飼養状況等を追跡調査し、譲渡後のフォローアップを図っていく必要があります。

図 4.1 犬・ねこの譲渡数及び譲渡率



5 犬・ねこの殺処分

【現状】

捕獲・収容された犬、保護された犬ねこ、または飼い主の依頼により引き取られた犬ねこについては、飼い主への返還あるいは新たな飼い主への譲渡などを行い、一頭でも多くの犬ねこたちに生存の機会を与えるよう努めているところですが、収容期限内に飼い主が現れない場合や、人に危害を加えた経歴をもつ犬や苦情犬、病気等により譲渡に適さない犬などは、収容期限後に、殺処分されることとなります。

殺処分頭数は年々減少傾向にあります。その傾向は犬では顕著であるものの、ねこについては、最近10年間は約5,000頭前後で推移しており、必ずしも減少しているとは言えません。(図5.1)

平成17年度の人口10万人あたりの殺処分頭数を全国と比較してみると、本県の殺処分頭数は、全国(72頭)の約6.2倍(477頭)となっています。(47都道府県中、最も殺処分頭数が多くなっており、悪い状況です。)

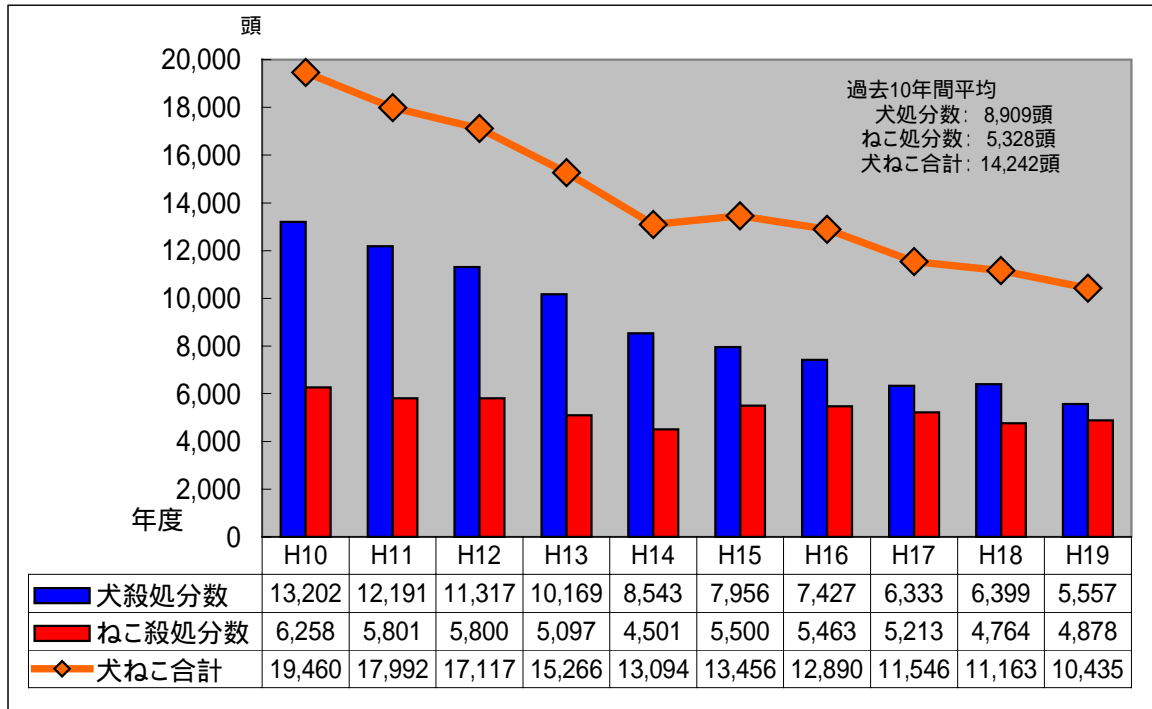
【課題】

殺処分頭数を一頭でも多く減らしていくためには、引取り頭数・捕獲頭数の減少と返還・譲渡数の増加が密接に関連していることから、終生飼養・繁殖制限及び所有者明示措置等これらを総合的に普及啓発していく体制を構築する必要があります。

返還や譲渡など生存の機会を与えることも必要ですが、みだりな繁殖の防止や終生飼養の徹底といった飼い主の果たす役割も大きいことから、これらを広く普及啓発していく必要があります。

地域において、適正飼養など動物愛護に関する助言、啓発等が可能な人材(推進員、地域ボランティア等)を育成していくことも重要です。

図 5.1 犬・ねこ殺処分頭数



6 動物に関する苦情・相談等

【現状】

動物に関する苦情・相談件数は、平成14年度以降増加しています。(図6.1)

苦情・相談等の内訳は、「行方不明犬の問い合わせ」が最も多く、次いで「野犬・放し飼い犬の捕獲依頼」、「犬の引取り依頼」、「ねこの引取り依頼等(苦情・相談含む)」の順となっています。(図6.2)

飼い犬や飼いねこが行方不明になったとの問い合わせでは、飼い主を特定できる鑑札・注射済票、迷子札などを装着していないケースが多く、飼い主発見を困難にしています。

ねこ(特に所有者不明のねこ)に関する苦情は、無責任なエサやりによってねこが集まり、ゴミを荒らす、敷地内で糞をする、子ねこが生まれ扱いに困るといったものが多く、また、公共や民間の施設等においては、敷地内で数が増えてしまった、観光客に危害を加えたのでどうにかしたい等々多様化しています。

一部において、ねこを排除しようとする者と保護活動を行う個人や団体との間で衝突が生じ、問題が複雑化するケースもあります。

近年、全国的にも多頭飼育による問題が表面化しています。本県においても多頭飼育による動物が発する鳴き声、悪臭、衛生害虫の発生等周辺住民からの苦情が増えつつあります。

【課題】

逸走した飼い犬飼いねこの早期発見には、鑑札・注射済票、迷子札など飼い主を特定できるものが装着されていることが重要であることから、所有者明示措置について普及啓発を推進していく必要があります。

ねこについては、室内飼い等適正飼養の徹底、繁殖を望まない場合の避妊・去勢等繁殖制限措置及び所有者明示措置を飼い主に対し強く啓発していく必要があります。

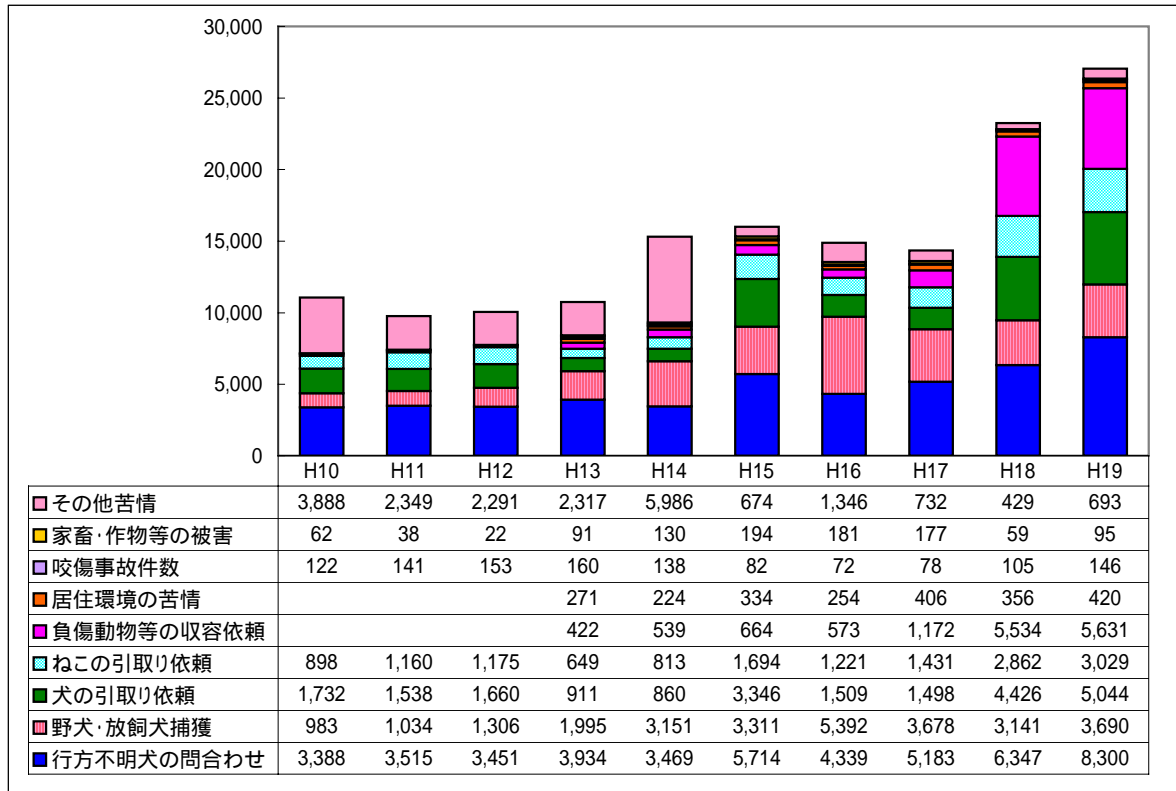
また、所有者不明ねこに対する、無責任なエサやりについては、近隣住民の生活環境を損なうおそれがあることから、これをやめるよう強く指導していく必要があります。

ねこ対策については、苦情・相談内容が地域や場所により多様であり、場合によっては複雑になることもあることから、一定のルールづくりが必要となっています。また、地域、市町村、動物愛護団体・ボランティア等との緊密な連携と情報の共有及び苦情原因者等への継続的な指導・助言が必要となっています。

地域におけるルールづくりの継続的な支援や各事例のデータの蓄積及び検証、そしてこれに基づく所有者不明ねこの適正飼養に関するガイドライン等が必要となっています。

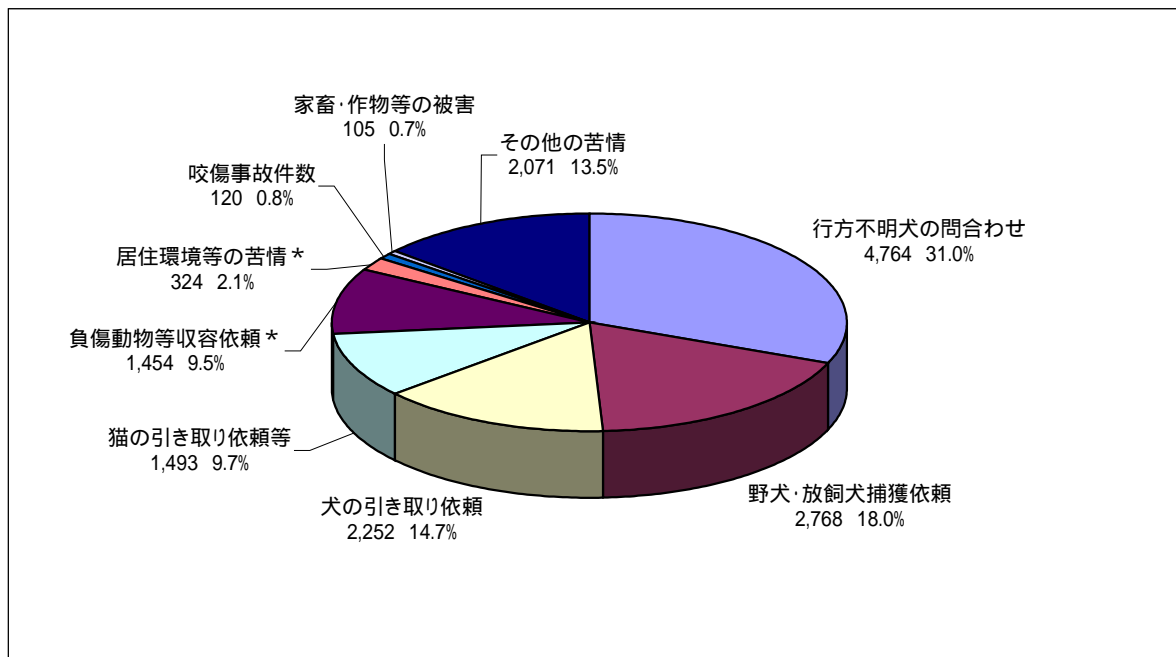
多頭飼育については、周辺住民の生活環境を損なう可能性が高いことから、放し飼いの防止、繁殖制限、衛生管理等を含め適正飼養を啓発するとともに、所有者の飼育能力の限界を超えた飼養とならないよう啓発・指導していく必要があります。また、地域や市町村、民間団体等との連絡体制を整備し、飼養崩壊による動物の放置、虐待等を未然に防止する必要があります。

図 6.1 過去 10 年間の動物に関する苦情・相談件数の推移



* 「負傷動物等の収容」及び「居住環境等の苦情」は、過去 7 年分（平成 13 年度～19 年度）

図 6.2 動物に関する苦情・相談内訳



データは過去 10 年間（平成 10 年度～19 年度）の平均値。

* 「負傷動物等の収容」及び「居住環境等の苦情」は、過去 7 年分（平成 13 年度～19 年度）。

7 狂犬病予防

(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射

【現状】

狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数は増加傾向にあり、平成19年度現在で、約64,000頭が各市町村に登録されています。また、予防注射頭数は約33,000頭となっています。(図7.1.1)

注射率については、10年前の平成10年度が63.2%であり、以降年々低下し、平成14年度は45.5%と最も低く、以降50%前後で推移しています。(図7.1.2)

注射率は全国(75.6%：平成19年度)を大きく下回っており、47都道府県中最低の注射率となっています。(図7.1.2)

平成18年11月には、フィリピンで犬に咬まれ帰国後に発症し死亡した例(輸入感染症例2例：京都市・横浜市)がありました。

【課題】

犬の飼い主をはじめ、広く県民に対して狂犬病予防に関する普及啓発を強化していく必要があります。

WHO(世界保健機関)によれば、狂犬病の蔓延を防止するためには注射率70%以上が必要といわれており、注射率の低い本県においては、万一狂犬病が侵入した場合、蔓延を防止することが困難となることが予想されます。

注射率の向上が図られるよう、市町村及び獣医師会における集合注射等実施体制を強化していく必要があります。また、犬の飼い主にとって、より身近な開業獣医師の協力も必要となっています。

動物取扱業者にあっては、販売時の事前説明において、狂犬病に関する法制度等の説明(飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施と鑑札・注射済票の装着)を確実に実施することが求められます。

地域において狂犬病予防に関する助言、啓発等が可能な人材(推進員、地域ボランティア等)を育成していくことも重要となっています。

図 7.1.1 犬の登録頭数と予防注射頭数

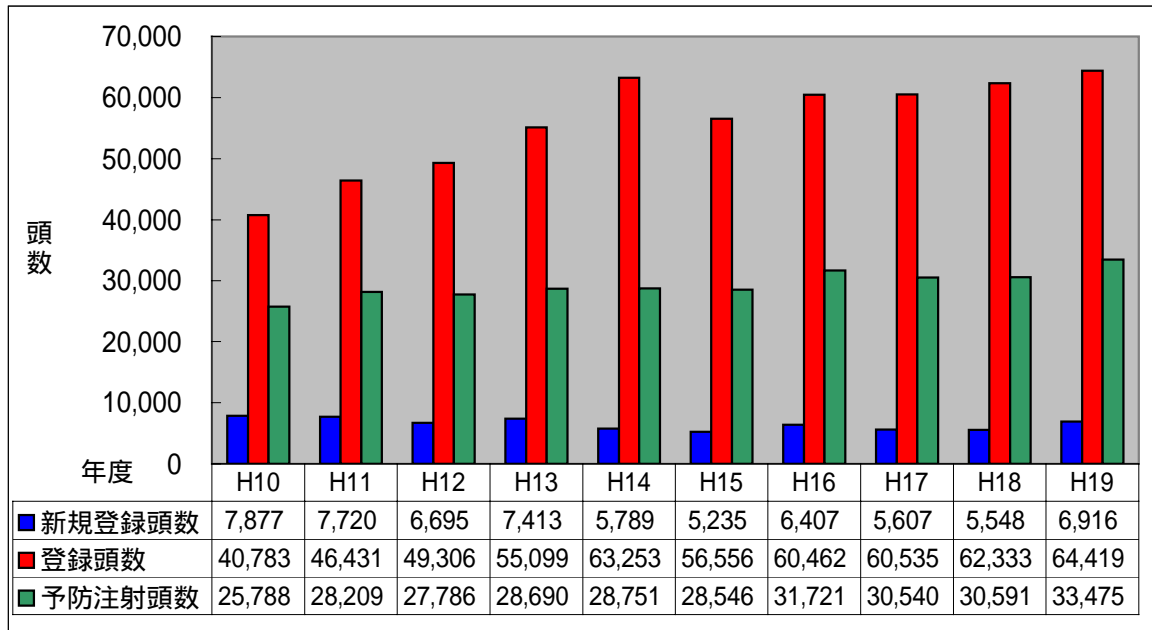
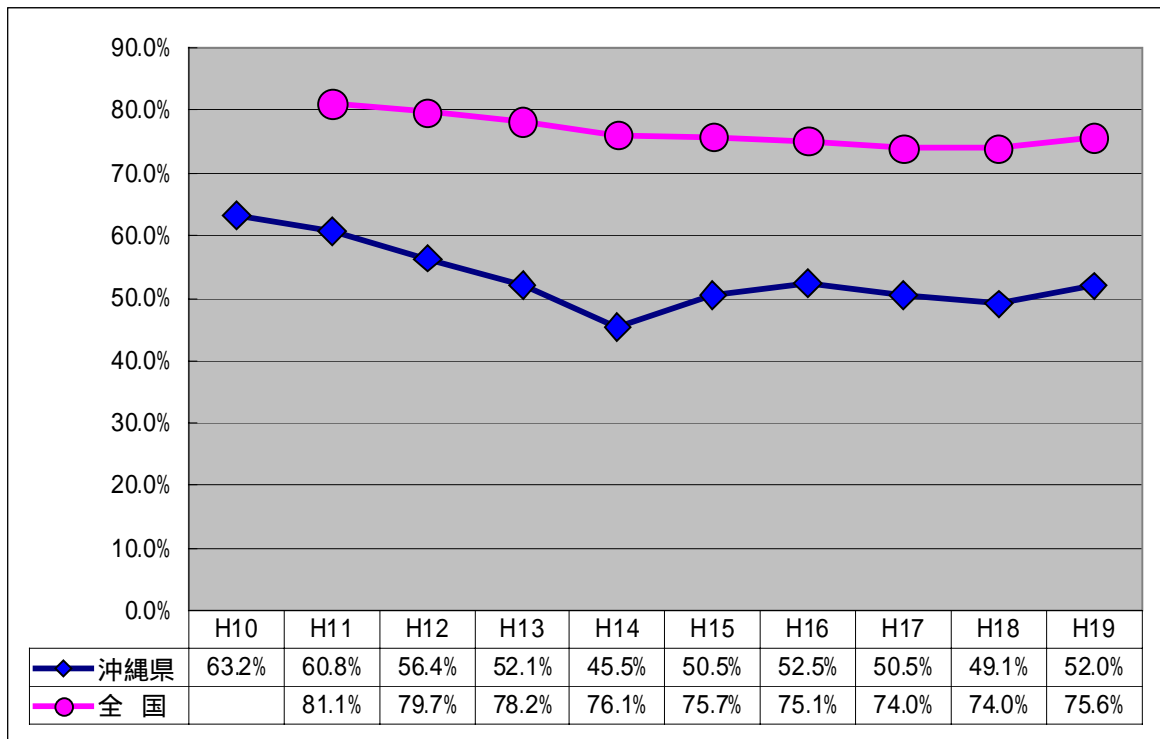


図 7.1.2 狂犬病予防注射率



(2) 犬による咬傷事故

【現状】

平成19年度から過去10年間の咬傷事故件数の推移をみると、平成13年度をピークに減少傾向にありましたが、平成18年度より増加しています。(図7.2.1)

平成19年度の犬による咬傷事故は146件(被咬傷者数146人、咬傷犬数142頭)発生しています。

内訳は飼い犬によるものが134件(飼い主不明犬含む)、野犬によるものが12件となっており、飼い犬による事故が約9割を占めています。

咬傷事故発生時の犬の状況は、「犬舎等に係留中」が50頭(35.2%)と最も多く、次いで「放し飼い」が37頭(26.1%)、「その他」が32頭(22.5%)の順となっています。(図7.2.2)

被害者の状況は、「犬に手を出した」と「通行中」がそれぞれ38件(26.0%)と最も多く、「その他」が29件(19.7%)、「配達・訪問の際」が28件(19.2%)の順となっています。(図7.2.3)

咬傷犬の登録状況については、142頭中50頭(35.2%)が登録されていますが、未登録67頭(47.2%)、不明25頭(17.6%:飼い主不明13頭(9.2%)、野犬12頭(8.5%))となっています。

被害者を年齢別でみると、小学生以下の幼児・児童の割合が28.1%と最も高くなっており、次いで70才以上の高齢者が19.2%と続いています。(図7.2.4)

平成17年度の人口10万人あたりの咬傷事故件数を全国と比較してみると、本県の事故件数は、全国(4.3件)の約1.3倍(5.8件)となっています。(47都道府県中13番目に多い咬傷事故件数で、悪い状況です。)

【課題】

事故発生時の犬の状況において、「犬舎等に係留中」の事故が最も多くなっていることから、繋いだままによる動物側のストレス等を起因とするケースも考えられ、飼い犬の種類、生態、習性等を考慮した必要な運動、しつけなど適正飼養に関する啓発を強化していく必要があります。

飼い犬の「放し飼い」が原因による事故も多いことから、飼い主に対して「放し飼いや逸走防止」等の適正管理に関する啓発を強化していく必要があります。

また、市町村と連携して野犬・放し飼い犬等徘徊犬の捕獲及び飼い主に対する指導を徹底していく必要があります。

事故発生時の被害者の状況において、「犬に手を出した」、「通行中」の事故が多いことから、被害に遭わないよう、県民に対する犬の生態、習性等に関する啓発を強化する必要があります。

年齢別では、小学生以下の幼児・児童が事故に遭うケースが多くなっていることから、事故の未然防止のため、犬の習性等に関する啓発が重要となっており、教育関係機関、市町村、関係団体等と連携・協力し、幼稚園、小学校等を対象にセンターが実施している「動物ふれあい教室」を充実・強化していく必要があります。

図 7.2.1 咬傷事故件数（咬傷犬数・被咬傷者数）

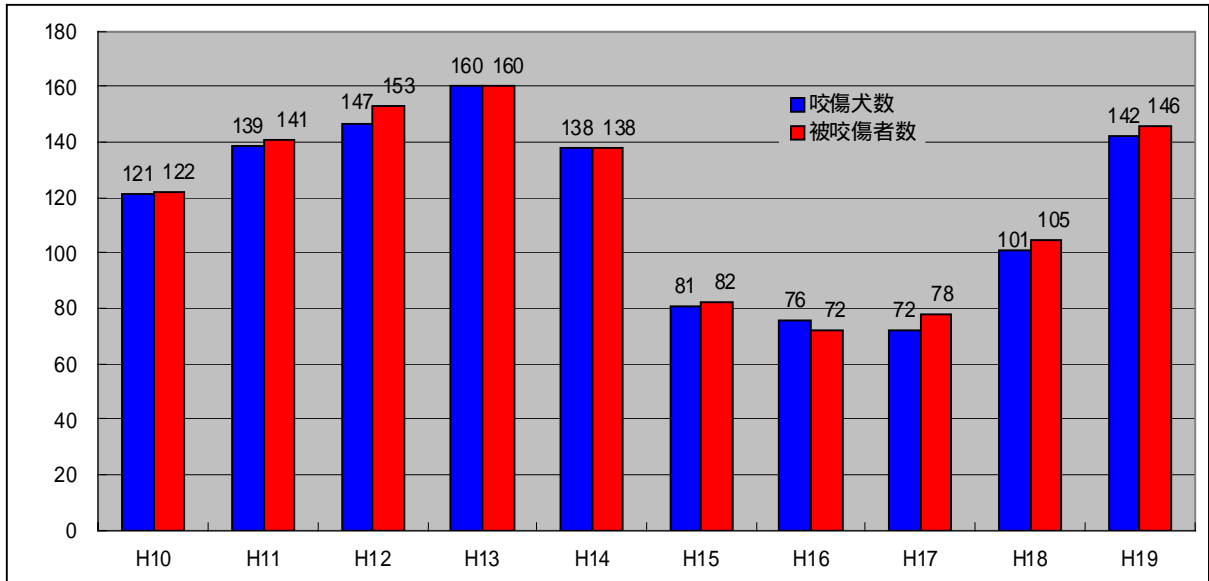


図 7.2.2 事故発生時の動物の状況（平成 19 年度）

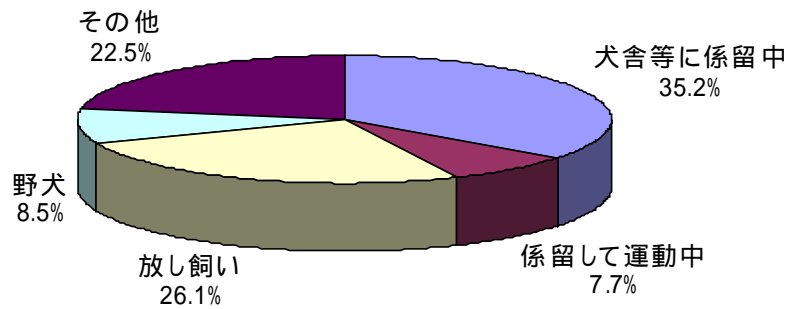


図 7.2.3 事故発生時の被害者の状況（平成 19 年度）

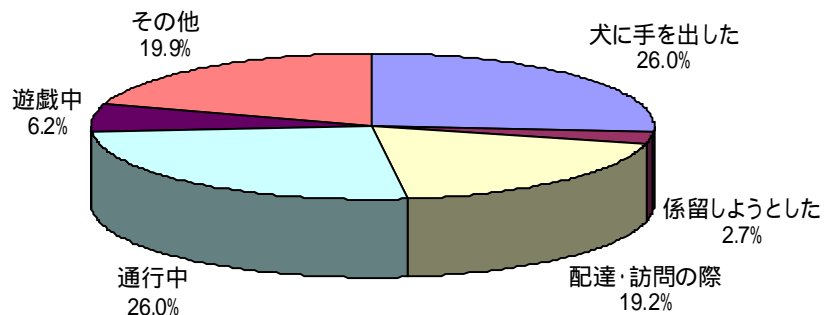
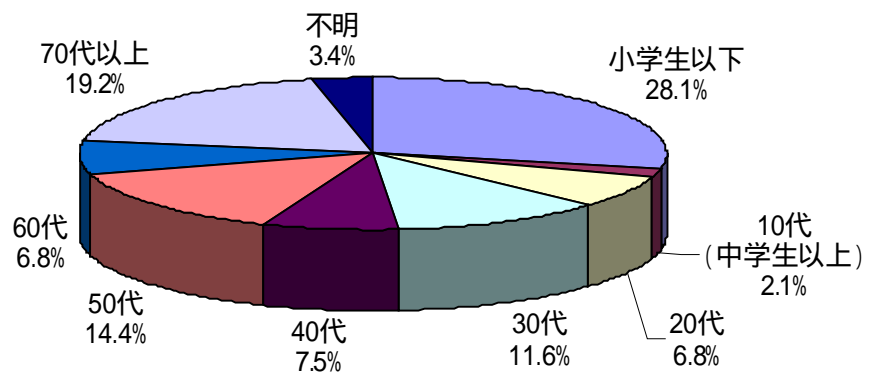


図 7.2.4 咬傷事故年齢別内訳（平成 19 年度）



8 動物愛護思想の普及啓発

【現状】

動物愛護週間（毎年9月20日～26日）

県民の間に広く動物愛護思想の普及啓発を図り、あわせて生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることを趣旨として、毎年多くの関係機関、団体、個人等と連携・協力しながら、動物愛護週間行事を実施しています。

動物愛護の集い

- ・動物愛護図画・作文コンクール（優秀作品表彰式）
- ・犬ねこの飼い方、しつけ方教室
- ・動物愛護に関するパネル展（県、協力団体）
- ・警察犬や災害救助犬の模範演技など協力団体によるアトラクション
- ・犬ねこ避妊去勢手術助成抽選会（獣医師会）

動物愛護街頭キャンペーン

- ・動物愛護週間行事を周知する取り組み

動物慰霊祭

- ・人間の都合によりその生命を全うすることができなかった動物たちの冥福を祈る。（センター）

捨て犬・捨てねこ防止キャンペーン

本島北部地域をはじめ県内各地の行楽地を中心に、心ない人による犬やねこの遺棄が増加し、地域住民の生活環境に悪影響を与えるとともに、やんばるの希少な野生生物への脅威となっていることから、行楽客をはじめとする県民による捨て犬・捨てねこの防止と動物愛護思想の高揚を図ることを趣旨として、平成14年度より多くの関係機関、団体、個人等の協力を頂きながら実施しており、参加者も年々増加しています。

また、平成14年度より、希少野生生物保護の観点からペット動物の遺棄防止のための普及啓発について、自然保護部局と協力して取り組んでいます。

センターの取り組み

センターでは、動物愛護思想の普及啓発活動として、以下のことに取り組んでいます。（センターの利用状況（来所者数の推移）については、図8.1参照。）

体験学習

子供達にセンター業務*への参加を通じて、動物愛護管理行政について学んでもらいます。

*：子犬のふれあい教室、譲渡会、適正飼養講習会、負傷動物の治療や不妊・去勢手術の見学、ふれあい広場の衛生管理や子犬の飼育管理など

視察研修

児童生徒・学生向けに施設見学と業務の概要説明などを行っています。

動物ふれあい教室

平成10年度より、保育園・幼稚園児、小学校低学年の児童を対象に各学校等を訪問し開催しています。内容は、子犬とのふれあい、危害防止（咬傷事故防止）衛生教育が中心となっています。

動物介在活動

平成11年度より、老人保健施設や社会福祉施設の入所者を対象に各施設を訪問し開催しています。

講師派遣

センターより動物適正飼養講習会、犬のしつけ方教室、動物愛護講演会等へ講師を派遣しています。

【課題】

広く県民の間に動物愛護思想を普及し、動物の適正飼養及び管理に関する知識やモラルの向上を図っていく必要があります。

動物愛護週間行事は、県民に対する動物愛護思想の普及啓発の場として非常に重要であることから、多くの県民が参加しやすいものとなるよう、内容の充実を図っていく必要があります。

また、これまで開催場所が限定的であったことから、広く県民が参加できるよう、県内各地での開催を検討する必要があります。

捨て犬・捨てねこ防止キャンペーンについては、これまで本島北部地域を中心に行ってきましたが、中南部地域においても実施できるよう、市町村への働きかけをおこなっていく必要があります。

センターの取り組み、特に動物ふれあい教室や体験学習については、子供達の動物愛護思想の学習の場として位置付け、内容の充実を図り、教育関係機関との連携を図りながら、開催回数を増やす等強化していく必要があります。

学校教育においては、「心の健康教育」の推進や「生き物に対する関心を育む教育」の充実を図る必要があります。

図 8.1 センターの利用状況（来所者数の推移）（過去3年）

			H17	H18	H19	
狂犬病予防関係	抑留	捕獲・保護頭数	1,173	1,506	1,285	
	譲渡（生後91日以上）		111	79	118	
	登録・予防注射	問い合わせ	2	5	19	
	陳情・苦情等	放し飼い犬指導依頼		1		1
		野犬捕獲依頼		10	4	13
		行方不明犬問い合わせ		2,590	2,424	2,919
		咬傷事故等の苦情		2	15	22
		住居環境等の苦情				2
	家畜・作物等の被害		1	0		
	その他		12	10	13	
動物愛護関係	引取	犬	引取等依頼件数	495	596	658
			生後91日未満	1,447	1,658	1,856
	ねこ	引取等依頼件数	735	634	592	
			生後91日未満	111	96	173
	負傷動物の 収容・処分	犬	収容依頼数	13		14
		ねこ	収容依頼数	13	17	41
		その他	収容依頼数	14	11	2
	死亡	犬	収容依頼数	24	23	24
		ねこ	収容依頼数	13	14	7
	苦情等	行方不明ねこ問い合わせ		149	197	459
住居環境等の苦情			1	3	13	
	その他		42	67	81	
共通事項	施設見学		229	238	210	
	体験学習		25	42	103	
	講習		37	83	155	
	飼い方・健康相談	犬		9	12	21
		ねこ		4	4	16
	動物取扱業に関する事項			948	1,273	
その他		85	236	179		
子犬の譲渡会・譲渡講習会の開催（参加者数）			639	563	633	
合 計			7,986	9,486	10,902	

9 動物取扱業及び特定動物飼養保管施設

(1) 動物取扱業

【現 状】

動物愛護管理法の改正（平成17年6月）により、これまで届出制であった動物取扱業が登録制となり、飼養施設等の構造、規模及び維持管理、動物の管理方法、動物取扱責任者の配置と研修会の受講義務づけ等規制が強化されました。

経過措置期間満了（平成19年5月31日）に伴い、同法に基づき登録していない業者は業ができないこととなっています。

平成20年3月末現在の登録数は図9.1のとおりです。

【課 題】

動物取扱業者の定期的な監視・指導により動物飼養施設等の構造、規模及び維持管理、動物の管理方法、台帳等の確認を徹底する必要があります。

無登録業者を排除していく必要があります。

動物取扱責任者講習会の充実と未受講者への指導を徹底する必要があります。

動物取扱業者と連携し、新たに飼い主となる県民に対し、適正飼養等の啓発ができるような仕組みを検討する必要があります。

図 9.1 動物取扱業登録数

平成20年3月末日現在

	動物取扱業 総業者数	動物取扱業登録業種別内訳					業種別内訳計
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	
県全体	372	254	128	12	19	48	461
センター	338	242	112	12	19	38	423
宮古	12	5	8	0	0	2	15
八重山	22	7	8	0	0	8	23

* 1業者が複数の業種を登録していることから、総業者数と業種別内訳計は一致しない。

(2) 特定動物飼養保管施設

【現状】

動物愛護管理法の改正に伴い、これまでの条例による規制から、同法による全国一律の規制となりました。

平成20年3月末現在の許可施設数及び許可頭数は図9.2のとおりです。

【課題】

近年、特定動物が遺棄され街中で発見される事例があとを絶たず、本県においても野外で発見され警察署に届けられた事例や、無許可飼養の事例も発生しており、特定動物の飼養保管に関し普及啓発の徹底が重要となっています。

特定動物飼養保管施設への定期的な監視・指導による、動物飼養施設等の構造、規模及び維持管理、動物の管理方法等を確認するとともに、逸走防止に関し徹底して指導していく必要があります。

特定動物を業に用いる動物取扱業者を監視する際、管理台帳等関係帳票の確認を徹底し、無許可飼養や無登録営業を排除していく必要があります。

また、特定動物を業に用いる動物取扱業者に対し、取引先や顧客の飼養保管許可証を確認した上で特定動物の取引を行うよう、指導していく必要があります。

図9.2 特定動物の飼養許可施設数及び許可頭数

平成20年3月末現在

	計		哺乳綱		鳥綱		爬虫綱	
	施設数	頭数	施設数	頭数	施設数	頭数	施設数	頭数
県全体	23	947	3	30	2	3	18	914
センター	22	933	3	30	2	3	17	900
宮古	0	0	0	0	0	0	0	0
八重山	1	14	0	0	0	0	1	14

10 推進員及び動物愛護推進協議会

【現状】

沖縄県では、平成19年度現在、推進員の委嘱及び動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）の設置がなされていません。

県内の動物愛護団体や愛護活動を行っている個人・団体から、推進員制度の確立と委嘱に関する要望が増えています。

平成18年度現在、全国の98自治体（政令市、中核市を含む）のうち、37自治体において推進員制度が設けられており、多くの推進員が活動しています。また、協議会については、34自治体で設置されています。*

* 動物愛護管理行政事務提要（平成19年度）：環境省より

【課題】

推進員については、委嘱要件、活動内容、委嘱人数、募集方法等を十分検討する必要があります。また、委嘱後における充実した推進員活動を実施するための方策及び推進員の資質向上を図っていく必要があります。

動物愛護推進協議会については、推進員の委嘱の推進や推進員活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための組織であることから、設置にあたり組織体制等を十分検討する必要があります。

11 災害時における動物の救護

【現状】

災害時における動物の救護については、沖縄県地域防災計画に、「犬等及び危険動物の保護・収容計画」として明記されています。

【課題】

災害発生時における「動物の収容及び管理」について、市町村、獣医師会、動物愛護団体、民間団体等関係機関との連携、実施体制等を検討する必要があります。さらに、「特定動物対策」については、警察、消防も含めた連携、実施体制等を検討する必要があります。

本県では、これまで、台風を除く地震等の大規模災害の発生がないことから、災害発生時のシミュレーションが十分とは言えません。このことから、特に人の生命、身体に害を与えるおそれのある特定動物を飼養している動物園や観光施設等との連絡体制の整備が早急に必要となっています。また、災害を想定した机上演習の実施にも取り組む必要があります。

現在、法令・条例及び機関の名称等改訂中。

沖縄県地域防災計画（抜粋）

沿革

昭和50年4月基本編作成

平成9年6月基本編修正（平成19年3月修正）

平成9年6月地震編作成（平成19年3月修正）

基本編

第2章 災害応急対策計画

第19節 防疫、清掃、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

5 犬等及び危険動物の保護・収容計画

(1) 実施責任者

ア 犬及び負傷動物対策

県（薬務衛生班、保健所）及び市町村は、災害時の状況に応じて必要と認めるときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、市町村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。

イ 危険動物対策

県（薬務衛生班）は、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。

(2) 収容及び管理

ア 犬及び負傷動物対策

県は市町村及び民間団体に対し犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。

イ 危険動物対策

県（薬務衛生班、保健所）は、危険動物が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命じるものとする。所有者不明の場合には、市町村、警察、民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。

(3) 保護・収容動物の公示

保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。

(4) 動物の処分

ア 所有者不明犬等については、狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。

イ 危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。

地震編

第2章 災害応急対策計画

第18節 防疫、清掃、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

5 犬等及び危険動物の保護・収容計画

以下、基本編に同じ

§ 3 計画の基本方針

本計画では、「～人と動物が共生できる沖縄県をめざして～」前節の現状と課題を踏まえ、本計画の基本方針を次のとおりとします。

1 「命^{ぬち}どう宝」が動物愛護にも実践できる社会の実現

動物愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあります。命ある動物に対し優しい眼差しを向けるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることはできません。

このことから、県民一人一人が動物の命について考え、「命^{ぬち}どう宝」が動物愛護にも実践できるよう、多くの関係者と連携し、教育活動や広報活動等を通じた普及啓発及び各施策に取り組んでいきます。

2 動物の適正な飼養管理に基づく人と動物が共生する社会の実現

人と動物が共生する社会をつくるためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、動物の鳴き声や糞尿等による迷惑防止を含め、飼っている動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう、適切に飼養管理する必要があります。

また、沖縄県にはヤンバルクイナなど数多くの固有種を含む野生生物が生息しています。遺棄や逸走によって野生化した動物が、在来の野生生物を捕食したり、病原体や寄生虫を持ち込むなど、生態系を脅かす存在になっています。野生生物との共生や沖縄の豊かな自然環境を保護する観点からも、飼っている動物を適正に飼養管理する必要があります。

これらのことから、多くの関係者と連携し、教育活動や広報活動等を通して普及啓発に取り組み、動物の適正飼養管理を推進していくことで、人と動物が共生する社会の実現をめざします。

3 連携・協働による施策推進の体制づくり

動物の愛護及び管理に関する課題は、飼い主のマナー欠如による近隣への迷惑問題や野良ねこへの無責任な餌やりを巡るトラブルのように、地域に密着したもののから、犬・ねこ・負傷動物等の収容、動物取扱業者や特定動物飼養保管許可施設の監視・指導、動物由来感染症対策、災害時対策といった広域的・専門的なものまで様々です。また、それぞれにおいて、県、市町村、獣医師会、動物取扱業者、動物愛護団体等多くが主体として関わっていることから、適切な役割分担の

もとに課題解決や施策推進のための関係者間のネットワークを構築し、協働により各種課題の解決に取り組んでいきます。

以上を踏まえ、各主体の役割について、以下に示します。

(1) 沖縄県の役割

県には、犬ねこの保護や引取り、動物取扱業者や特定動物の飼養施設の監視指導等、専門的な業務から、動物の愛護と適正飼養に関する普及啓発、動物由来感染症対策及び災害時対策等、広域的な業務を行う役割があります。

また、本計画を推進していくために、各主体との連携・協働体制の構築、地域におけるボランティア活動等の支援、人材の発掘・育成などの役割があります。

(2) 市町村の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものであり、課題の解決には各地域の実情に応じた対応が必要となります。

市町村には、生活環境を損なう不適正な飼養者や、狂犬病予防法または飼い犬条例を遵守しない飼養者への指導と、住民への動物の愛護と適正飼養に関する普及啓発を行う役割があります。

また、市町村における災害時の被災動物対策については、実情を勘案し必要な業務を担う役割があります。

(3) 飼い主の役割

飼い主（所有者又は占有者）には、動物愛護管理法や狂犬病予防法といった関係法令を遵守するとともに、動物の種類や習性に応じて、終生にわたり適正に飼養するという責務を果たす役割があります。

また、飼養する動物が人の生命、身体、財産に害を加え、他人に迷惑を及ぼすことがないように、地域社会のルールを遵守することや、自ら飼養する動物が地域に受け入れられるよう主体的に行動することも、重要な役割となります。

(4) 動物取扱業者の役割

動物取扱業者には、関係法令で定める基準等を遵守し、取り扱う動物の適正な飼養・保管等に努める役割があります。

また、動物を取り扱うプロフェッショナルとしての自覚と、自らが動物の飼養者としての責任を持ち、動物を飼おうとする人へ適切な助言を行うことにより、飼い主責任が果たされるよう啓発していくことも、動物取扱業者の重要な役割です。

さらに、各主体が行う取り組みに積極的に協力し、動物取扱業者としての社会的な責任を担う役割があります。

(5) 県民の役割

人と動物が共生できる沖縄県の実現に向け、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深め、動物由来感染症などに関する正しい知識を習得し、動物に関する地域活動への理解と支援、協力等を行うなど、積極的に行動することが、県民に期待される役割です。

また、人が動物に対して抱く感情は様々であることから、地域社会の中で相互に理解し、よりよい人間関係を築いていくよう努めなければなりません。

(6) 獣医師会の役割

獣医師会には、行政や教育関係機関及び民間団体等と連携をとりながら、地域の動物愛護活動、学校飼育動物に対する動物の健康管理や適正飼養管理等への技術的な支援や助言を行い、また、獣医師会が独自で行う公益事業等を通じて、専門的な立場から、人と動物が共生できる沖縄県の実現に向けてリードしていく役割があります。

(7) 動物愛護団体等の役割

動物愛護団体等には、それぞれの地域で動物愛護活動を行っていることから、行政や関係機関等と連携、協働し、人と動物が共生できる沖縄県の実現に向け、本計画の推進をサポートしていく役割があります。

また、独自の活動の中で、地域住民等に対する適正飼養などの動物愛護に関する助言や啓発等を関係機関と協力して行う役割があります。

(8) 教育機関等の役割

学校をはじめとする教育関係機関には、幼児・児童・生徒に対する動物愛護教育に努め、本計画の推進に協力していく役割があります。

命どう宝

意味：命は宝物であり、最も尊いもの

由来：幾多の苦難を体験したウチナーンチュが共有する反戦と平和の願いを込めたメッセージ。もともとは琉球最期の王、尚泰が詠んだ琉歌「戦(いく)さ世(ゆ)んしまち みるく(弥勒)世ややがて 嘆くなよ臣下(しんか) 命どう宝」。

第2章 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

§1 指標及び数値目標

本計画における各施策の達成状況を確認するため、以下のとおり各指標と数値目標を設定します。基準年度は平成19年度とします。

1 「命^{めち}どう宝」が動物愛護にも実践できる社会の実現

将来像：県民一人一人が動物の命について考え、動物愛護にも「命^{めち}どう宝」を実践し、最後まで責任を持って動物を飼うことができる。

指標名1：犬ねこの殺処分数^{*1}

数値目標：	平成19年度	⇒	平成30年度
	10,435頭 (犬：5,557頭) (ねこ：4,878頭)		50%減 年間目標5%減

*1；犬ねこの殺処分数 = 犬ねこの収容頭数 - (返還頭数 + 譲渡頭数)

2 動物の適正な飼養管理に基づく人と動物が共生する社会の実現

将来像：動物を飼う人や取り扱う人々が社会的責任を自覚し、適正飼養と管理を実施することにより、周辺への配慮とマナー・モラルが向上し、人と動物が共生できる社会が実現されている。

指標名2：犬ねこによる苦情・相談件数

数値目標：	平成19年度	⇒	平成30年度
	27,048件		50%減

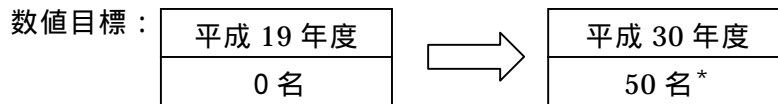
指標名3：咬傷事故件数(被咬傷者数)

数値目標：	平成19年度	⇒	平成30年度
	146件(人)		50%減

3 連携・協働による施策推進の体制づくり

将来像：適切な役割分担と関係者間のネットワーク体制が整備され、連携・協働による施策の推進体制が確立されている。また、推進員や地域ボランティアが各地で活躍し、地域の相談窓口となっている。

指標名4：**推進員の数**



* 各市町村あたり 1 名以上

§ 2 具体的施策と展開

1 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

施策(2-1) 動物の愛護及び適正飼養の普及

【目標】

動物が命あるものであることを踏まえ、動物の健康と安全の確保、遺棄・虐待の防止、そして、犬ねこの殺処分数の減少をめざします。

【展開】

- (1) 県は、動物愛護に関する普及啓発活動や、ホームページ、各種公報媒体、パンフレット・ポスター等啓発資材を活用し、ひろく県民の動物愛護思想の高揚と適正飼養の啓発に取り組みます。
- (2) 飼い主に対し、終生飼養、繁殖制限、所有者明示などを基本として、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(平成14年5月28日環境省告示第37号)について周知・啓発に取り組みます。
また、市町村、獣医師会、関係団体等と連携・協働し、広く飼い主に対し適正飼養の普及啓発が図られるよう体制の整備に取り組みます。
さらに、県民に対しては、動物の生態・習性等の理解や終生飼養、安易な飼養の防止など「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の一般原則に則した周知・啓発に努めます。
- (3) 動物取扱業者に対し、安易な飼養の防止が図られるよう、終生飼養、繁殖制限、所有者明示措置、動物の生態・習性等に関する販売時の事前説明の確実な実施を求めています。また、新たに飼い主となる県民に対し、適正飼養に関する啓発が動物取扱業者と連携して実施できるような仕組みを検討していきます。
- (4) 狂犬病予防については、犬の飼い主をはじめ広く県民に対し、狂犬病の脅威と狂犬病予防法の意義、登録や予防注射の必要性等、市町村、獣医師会、関係団体等と連携・協働し、普及啓発の強化に取り組むとともに、狂犬病予防注射率の向上を図るための検討会等の設置に努めます。また、動物取扱業者に対し、販売時の事前説明における狂犬病に関する説明の実施を確実に行うよう、指導していきます。
- (5) ねこについては、室内飼いを推奨し、繁殖制限、所有者明示措置について、市町村、獣医師会、関係団体等と連携・協働し、広く飼い主に対し啓発が図られるよう、取り組みます。

2 動物による危害や迷惑問題の防止

施策(2-2) 犬による危害(咬傷事故)の防止

【目標】

犬による咬傷事故の減少をめざします。

【展開】

- (1) 「犬舎等に係留中」や「放し飼い」による事故が多いことから、飼い犬の種類や生態、習性等に応じた適正飼養及び放し飼いの禁止・逸走防止対策などの適正管理について、市町村、獣医師会、関係団体等と連携・協働し、啓発の強化に取り組みます。
また、繰り返し放し飼いを行う悪質な飼い主に対しては、市町村と連携して指導にあたるとともに、警察等関係機関と連携して、厳しい態度で適切な措置を講じていきます。
- (2) 放し飼い犬等徘徊犬の捕獲を市町村と連携・協力して迅速に行い、犬による咬傷事故等の危害発生防止に努めます。
- (3) 幼児・児童の咬傷事故予防対策として、センターが実施する「動物ふれあい教室」の充実を図り、教育関係機関と連携して、その周知と活用が図られるよう取り組みます。
- (4) ひろく県民に対し、咬傷事故発生防止のため、犬の生態・習性等について啓発を強化していきます。また、闘犬種等大型犬の飼い主に対しては、人の生命、身体に対する被害が重篤となる可能性が高いことから、逸走防止を含めた適正管理について指導を強化していきます。

施策(2-3) 動物による迷惑問題の防止

【目標】

動物に関する迷惑問題の減少をめざしていきます。

【展開】

- (1) 動物の適正飼養、動物の生態・習性等について普及啓発していきます。
- (2) ねこに関する苦情・相談の内容は、地域や場所により多様化・複雑化していることから、迷惑問題対策としての一定のルールづくりが必要となってきたため、地域におけるルールづくりを支援していきます。
- (3) 飼い主のいないねこの対策として、地域、市町村、動物愛護団体・ボランティア等との緊密な連携と情報の共有を図り、ねこの共生ができる地域づくりを継続的に支援していきます。
- (4) ねこ問題に関する各事例やデータの蓄積及び検証を行い、地域のルールづくりに対する適切な助言・指導ができるよう取り組みます。また、住民間での相互理解を深め、地域での問題解決が図られるよう、飼い主のいないねこの適正飼養管理に関するガイドライン等の作成を検討していきます。
- (5) 多頭飼育については、地域や市町村、民間団体等との連絡体制を整備し、飼育崩壊による動物の放置・虐待等を未然に防止していきます。

また、所有者に対しては、放し飼い等による危害の防止、周辺住民の生活環境に配慮した適正飼養（繁殖制限、衛生管理等含む）を強く指導していきます。

3 所有者明示措置の推進

施策（2-4） 返還率向上に向けた所有者明示の推進

【目標】

迷子になった犬やねこが、飼い主の下へ戻れること（返還率の向上）をめざしていきます。

【展開】

- (1) 飼い主や県民に対し、犬鑑札、迷子札等の所有者明示措置の意義や役割をホームページ、各種公報媒体、パンフレット等啓発資材を活用して広く啓発し、一頭でも多くの犬やねこが飼い主の元へ戻れるよう、取り組んでいきます。
- (2) 市町村、獣医師会、動物取扱業者、関係団体等と連携・協働し、広く飼い主に対し、所有者明示に関する普及啓発に取り組みます。
- (3) 特に狂犬病予防法に基づく鑑札や注射済票については、犬の飼い主の義務となっている事から、市町村と連携・協働し、鑑札や注射済票の装着徹底が図られるよう、飼い主に対し啓発・指導していきます。

4 動物取扱業の適正化

施策（2-5） 動物取扱業者等の育成・指導

【目標】

動物取扱業に関するトラブルや苦情等の減少及び無登録業者の排除をめざしていきます。

【展開】

- (1) 動物取扱責任者に対しては、動物取扱責任者研修の内容を更に充実させ、その資質の向上に努めます。また、未受講者に対しては、必要に応じ法令に基づく勧告、命令等厳しく対応していきます。
- (2) 動物取扱業者の事業所や飼育施設へ定期又は不定期に立ち入り、販売時における事前説明の適切な実施、標識等の掲示（インターネット等による通信販売業者にあつてはホームページ等）、動物の飼養保管及び施設の衛生管理等、法に規定する遵守基準について監視を行い、必要な指導を行います。
また、違反が認められた場合は、必要に応じて法令に基づく勧告、命令等を行い、悪質な業者の排除に努めます。
さらに、台帳等の確認を通して、無登録業者の排除に努めます。
- (3) 特定動物飼養保管施設への定期的な監視・指導を実施するとともに、逸走防止対策及び逸走時の対応等を徹底して指導していきます。

5 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

施策(2-6) 実験動物の適正な取扱い

【目標】

実験動物の適正な飼養保管及び苦痛軽減等をめざします。

【展開】

実験動物施設の所在や実験内容等の把握に努めるとともに、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号)に基づき、関係機関や団体等と連携して実験動物の飼養保管基準の周知、「3Rの原則*」の推進及び必要な指導、啓発等に取り組みます。

*:「3Rの原則」とは、国際的にも普及し、定着している実験動物に対する基本的な考え方。

3R = 以下の3つの頭文字の「R」

- ・ 苦痛の軽減 (Refinement)
- ・ 使用数の削減 (Reduction)
- ・ 代替法の活用 (Replacement)

施策(2-7) 産業動物の適正な取扱い

【目標】

産業動物の適正な飼養保管をめざします。

【展開】

「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和62年総理府告示第22号)に基づき、農林水産部局等関係機関や団体等と連携して、畜産農家、と畜場・食鳥処理場等の管理者に対し、基準の周知及び必要な指導、啓発等に取り組みます。

第3章 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項

§ 1 啓発活動の充実・強化

【目標】

幼少期からの動物とのふれあいや教育活動を通して、県民の動物愛護思想の高揚を図るとともに、広報・啓発活動を通して飼い主の果たすべき役割や責務を周知することでモラルの向上を図り、これにより動物の愛護及び適正飼養を確保し、人と動物が共生できる沖縄県をめざします。

施策（3-1）

飼い主に対する適正飼養の普及啓発

【展開】

- (1) ホームページや各種公報媒体、ポスター・パンフレット等を活用し、飼い主に対し、適正飼養に関する周知を強化していきます。また、効果的な啓発資料の作成について検討します。
- (2) 市町村の広報誌等への掲載等、周知方法の拡充に取り組みます。
- (3) 関係機関・団体、動物取扱業者と連携し、啓発・周知方法の拡充に取り組みます。

施策（3-2）

動物の遺棄及び虐待等の防止に関する普及啓発

【展開】

- (1) ホームページや各種公報媒体、ポスター・パンフレット等を活用し、飼い主に対し、遺棄や虐待防止に関する周知を強化していきます。
- (2) 地域、市町村、関係団体、警察等と連携し、看板の設置等、動物の遺棄や虐待の未然防止に取り組みます。

施策（3-3）

動物愛護に関する普及啓発活動の充実・強化

【展開】

1 動物愛護週間（毎年9月20日～26日）

- (1) ホームページや各種公報媒体を活用し、動物愛護週間を広く県民に周知する

よう努めます。また、市町村の協力を頂き、広報誌への掲載等、周知方法の拡充に取り組みます。

- (2) より多くの県民が動物愛護週間行事へ参加できるよう、共催・協賛団体とともにイベント内容の企画や調整を図っていきます。
- (3) 動物愛護週間行事が県内各地で実施できるよう、市町村との共催も含め検討していきます。

2 捨て犬捨てねこ防止キャンペーン

現在、動物の遺棄防止を目的に北部地域を中心に取り組んでいる同キャンペーンが、全県的な取り組みとなり県内各地で実施できるよう、市町村や関係団体に働きかけていきます。

また、自然保護行政機関等との連携・協力体制を強化していきます。

3 センターの取り組み

- (1) 現在センターで行っている普及啓発活動（体験学習、視察研修、動物介在活動等）については、その周知に努めるとともに内容の充実に取り組んでいきます。
- (2) 動物ふれあい教室については、教育関係機関と連携して幼稚園、小学校等に対し周知を図り、内容の充実に努め、積極的に開催していきます。
- (3) 地域で開催する適正飼養講習会、犬のしつけ方教室、講演会等に、動物愛護担当職員を積極的に派遣していきます。
- (4) 動物愛護管理行政の活動の拠点として、センターの機能を十分に活用していきます。

施策（3-4）

教育現場における普及啓発の推進

【展開】

- (1) 生徒・児童に対する動物愛護教育について、次のように取り組みを進めていきます。

「心の健康教育」の推進

動物飼育は、動物の生命に関わることにより生き物としての動物の存在を意識し、自らの責任、役割を自覚するようになるなど、よりよい教育効果が期待できることから、「心の健康教育」を教育機関と連携して推進していきます。

「生き物に対する関心を育む教育」の充実

子どもたちが実際に動物の世話をしながら、その動物に関心を持つとともに、知的な気付きを経験したり、見出した問題を調べたりするなどの活動をとおして、生き物に対する科学的な興味を育てていることから、「生き物に対する関心を育む教育」を教育機関と連携して充実していきます。

- (2) 学校飼育動物の適正飼養や動物由来感染症の感染防止等に関し、教育関係機関と獣医師会との連携協力体制を構築していきます。また、獣医師会、動物愛護団体等による専門的知識に基づく支援や助言を行う体制（学校獣医師制度；仮称）を整備していきます。
- (3) 学校関係者に対する学校飼育動物の適正飼養等に関する研修会・講習会等を獣医師会と協力して実施していきます。

施策（3-5）

動物由来感染症に関する普及啓発の推進

【展開】

- (1) 動物取扱責任者研修会等を通して、関係機関と連携し、動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発や情報提供を行っていきます。また、ホームページ等により、広く県民に情報発信できるよう整備していきます。
- (2) 獣医師会、動物取扱業者、関係団体等と連携して、動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発を推進していきます。

第4章 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するための体制の整備に関する事項

§ 1 人材育成

1 動物愛護管理業務に従事する職員

【目標】

広範かつ多岐にわたる動物愛護及び管理に関する課題に対し、柔軟な対応と適切な助言・指導ができる職員の育成をめざします。

施策(4-1)

動物愛護担当職員の資質向上

【展開】

- (1) 職員の資質向上を図るため、国や関係団体が開催する動物愛護管理に関する会議や研修等に積極的に担当職員を参加させ、専門的な知識や技術を習得させます。
- (2) 研修等で得た専門的な知識や技術を日常業務に反映するよう、情報の共有化を図ります。

2 推進員

【目標】

各地域の相談窓口となって活躍できる推進員を育成していきます。

施策(4-2)

推進員の委嘱と育成の推進

【展開】

- (1) 地域的なバランスを考慮しながら、50人を目標に推進員を委嘱していきます。なお、推進員の委嘱推進に当たっては、関係団体からの推薦のほか、公募など人材確保の適切な方策を実施します。
- (2) 委嘱後における充実した推進員活動の実施と推進員の資質向上を図っていくため、推進員を対象とした研修会等を開催していきます。

3 民間ボランティア

【目標】

動物愛護思想の普及と動物の適正飼養の啓発等が実施できるボランティアの育成をめざします。

施策(4-3)

ボランティアの育成

【展開】

- (1) ボランティアが行う普及啓発活動に対して、支援していきます。
- (2) ボランティアを対象とした、勉強会や意見交換会等を開催し、育成を図ります。

§ 2 ネットワークの構築

1 市町村との連携

【目標】

狂犬病予防及び動物愛護管理対策に関して、市町村との連携・協力体制の強化をめざします。

【展開】

- (1) 市町村主管課長会議や担当者会議等を開催し、情報の共有、意見交換等を図り、連携・協力体制が強化されるよう努めます。
- (2) 市町村担当者対象の研修や講習会等の開催について、取り組んでいきます。
- (3) 市町村主催で開催する講演会等に、動物愛護担当職員を積極的に派遣していきます。

2 獣医師会との連携

【目標】

狂犬病予防及び動物愛護管理対策に関して、獣医師会との連携・協力体制の強化をめざします。

【展開】

- (1) 動物愛護週間をはじめとする普及啓発活動に、今後とも連携して取り組んでいきます。
- (2) 狂犬病予防対策については、市町村とともに連携を強化していきます。
- (3) 獣医師会が取り組んでいる動物愛護対策（避妊去勢手術助成事業）や学校飼育動物対策等に協力していきます。

3 動物愛護団体、ボランティア等との連携

【目標】

地域で活動する動物愛護団体やボランティア等との連携体制を構築します。

【展開】

動物愛護団体やボランティア等が、動物愛護週間をはじめとする普及啓発活動へ幅広く参加できるような体制を検討していきます。

4 協議会

【目標】

動物愛護管理法第39条に規定する協議会の設置をめざします。

【展開】

県、獣医師会、その他の動物愛護団体等で、協議会を設置し、推進員の委嘱を推進するとともに、推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行います。

5 関係機関との連携

【目標】

県関係部局及び警察等との連携体制を構築し、本計画の推進をめざします。

【展開】

県関係部局及び警察等で構成する会議を開催し、本計画の進行管理等を検討していきます。

第5章 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

§ 1 危機管理対策

1 特定動物対策

【目標】

地震等の大規模災害発生の際に、特定動物の逸走防止と保護収容等を円滑に実施することをめざします。

【展開】

- (1) 沖縄県地域防災計画に基づき、県は、特定動物が逸走した場合には、特定動物対策班を設置し、情報収集、関係機関との連絡調整を行い、当該特定動物の保護収容を行います。また、人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは適切な措置を講じます。
- (2) 特定動物の保護収容を実施するため、市町村、警察、消防及びその他関係団体等との連携・協力体制を整備します。
- (3) 特定動物の飼養保管者に対し、災害時における逸走防止対策、逸走した場合の緊急連絡体制及び保護収容体制の整備について、指導を徹底していきます。
- (4) 特定動物の逸走を想定した机上演習等の実施に取り組みます。

2 被災動物対策

【目標】

地震等の大規模災害の発生に備え、沖縄県地域防災計画に基づく実施体制が整備されており、被災動物の救護を円滑に実施することをめざします。

【展開】

- (1) 沖縄県地域防災計画に基づき、県及び市町村は、犬及び負傷動物（以下「犬等」という）の保護及び収容を行います。
- (2) 市町村、獣医師会、動物愛護団体及び民間団体等と連携・協力し、犬等被災動物の収容・保管のための場所又は施設の確保、犬等を保護・収容した際の適正な管理及び負傷動物の治療等を行います。
- (3) 一般家庭等における被災動物の一時預かり制度等について検討し、全県的な体制整備に取り組みます。
- (4) 災害を想定した机上演習等の実施に取り組みます。
- (5) 災害発生時には、飼い主自らが避難所生活等を余儀なくされる事態も想定されることから、日常からの動物の「しつけ」等を含めた適正飼養や動物のための最低限必要な餌や水などの携行品を準備しておくこと等、災害時に対処するための方法についての啓発にも取り組みます。

3 狂犬病発生時の対策

【目標】

狂犬病対応ガイドライン 2001(厚生労働省健康局結核感染症課)に基づき、本県の実情に即した「狂犬病対応マニュアル(仮称)」を策定するとともに、実施体制を整備し、被害の拡大防止をめざします。

【展開】

- (1) 狂犬病発生時の対応が円滑に実施できるよう、市町村、獣医師会、その他関係機関・団体からなる連絡会議等を立ち上げ、意見・情報交換等の場を設けるとともに、役割分担の明確化や実施体制の整備に取り組みます。
- (2) 狂犬病の発生を想定した机上演習等の実施に取り組みます。

§ 2 調査研究の推進

1 調査研究

【目標】

科学的な知見に基づく施策を展開するための調査研究をめざします。

【展開】

- (1) 動物の愛護及び管理に関する施策を効率的・効果的に推進していくために、意識調査等を含めた基礎調査の実施について検討し、その結果を施策に反映させていきます。
- (2) 狂犬病をはじめとする動物由来感染症に関する情報の収集、調査研究等を実施していきます。

資料編

沖縄県動物愛護管理推進計画懇話会運営要綱

(趣旨)

第1条 県は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第6条に規定する、沖縄県動物愛護管理推進計画を策定するため、この要綱の定めるところにより、多様な意見、情報及び専門的知識等（以下「意見等」という。）を把握する。

(名称)

第2条 前条の規定に基づき、意見等を聴取するための会合は、沖縄県動物愛護管理推進計画懇話会（以下「懇話会」という。）という。

2 懇話会は、沖縄県附属機関等の設置及び運営に関する基本方針（平成17年6月13日付け沖縄県総務部長決定）に定める会合として運営する。

(意見等聴取事項)

第3条 県は、懇話会の構成員となる者から、次に掲げる事項に関する意見等を聴取する。

- (1) 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関すること。
- (3) 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関すること。
- (4) 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関すること。
- (5) その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要となる事項に関すること。

(構成員)

第4条 懇話会の構成員は、次に掲げる個人または団体（団体の推薦する者を含む。）のうちから、10名以内の範囲で福祉保健部長が決定する。

- (1) 学識経験者
- (2) 獣医師の団体
- (3) 動物取扱業者等
- (4) 動物愛護団体
- (5) 学校、地域、家庭等の代表
- (6) その他動物の愛護及び管理の推進に熱意と識見を有する者または団体

(会合の開催等)

第5条 懇話会の開催は、福祉保健部長が通知する。

2 福祉保健部長は、懇話会を開催するときは、次に掲げる事項を予め構成員に通知するものとする。

- (1) 懇話会の日時及び場所
- (2) 県が意見等を求める事項
- (3) 県が意見等を求める事項に参考となる事項

(議事進行)

第6条 懇話会の議事進行は、福祉保健部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、福祉保健部長は、懇話会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を行わせることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の運営にあたり必要となる庶務は、福祉保健部薬務衛生課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月23日から施行する。

沖縄県動物愛護管理推進計画懇話会構成員名簿

氏名	ふりがな	所属	職	区分
伊澤 雅子	いざわ まさこ	琉球大学 理学部 海洋自然科学科	教授	学識経験者
大城 菅雄	おおしろ すがお	社団法人沖縄県獣医師会	理事	獣医師の団体
比嘉 源和	ひが げんわ	財団法人沖縄こども未来ゾーン運営財団	園長	動物取扱業 (動物園)
福増 スミ子	ふくます すみこ	九州ケネル事業協同組合	理事	動物取扱業
宮城 直子	みやぎ なおこ	社団法人日本愛玩動物協会 沖縄県支部	支部長	動物愛護団体
長嶺 隆	ながみね たかし	NPO法人どうぶつたちの病院	理事	動物愛護団体
大嶺 絹枝	おおみね きぬえ	社団法人沖縄県婦人連合会	理事	学校・地域・家庭 等代表
儀間 高志	ぎま たかし	社団法人沖縄PTA連合会	副会長	学校・地域・家庭 等代表
池宮城 律子	いけみやぎ りつこ	専修学校沖縄ペットワールド 専門学校	教務部次長	その他

(区分順)

「沖縄県動物愛護管理推進計画」関係機関会議設置要綱

(目的)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第6条に規定する、沖縄県動物愛護管理推進計画の策定及び進行管理等を行うため、「沖縄県動物愛護管理推進計画」関係機関会議(以下「会議」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画策定に当たっての連携、調整に関すること。
- (2) 計画策定後の進行管理に関すること。
- (3) その他

(組織)

第3条 会議は、以下に掲げる者で構成する。

福祉保健部	薬務衛生課長
	健康増進課長
	動物愛護管理センター所長
文化環境部	自然保護課長
農林水産部	畜産課長
教育庁	義務教育課長
県警本部生活安全部	生活保安課長

(会議)

第4条 会議は、福祉保健部薬務衛生課長が招集し、主宰する。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、福祉保健部薬務衛生課が担当する。

附 則

この要綱は、平成20年7月23日から施行する。

この要綱は、平成20年12月12日から施行する。

沖縄県動物愛護管理推進計画策定フロー

